

循環第 3072 号
令和3年(2021年)10月8日

一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会 会長 様
一般社団法人 佐賀県建設業協会 会長 様

佐賀県県民環境部循環型社会推進課長



第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク
フォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及
び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)

このことについて、別紙のとおり、環境省から通知がありました。
については、内容を御確認の上、貴協会員への周知をお願いします。

なお、本県では、地下工作物の取扱いについて、平成28年3月30日循環第
2359号「不要となった工作物の地下残置について(通知)」を発出していますが、
今回の環境省の通知による地下工作物の取扱いの変更は無いことを申し添えま
す。

佐賀県県民環境部循環型社会推進課
監視指導担当
Tel : 0952-25-7108

環循適発第 2109301 号
環循規発第 2109302 号
令和 3 年 9 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフ
ォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清
掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフ
ォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
の適用に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることと
されたところである。これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたの
で通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基
づく技術的な助言であることを申し添える。

第1 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

他人の廃棄物を処理する場合は、当該処理を行う廃棄物の区分ごとに廃棄物処理業の許可を取得する必要があるが、産業廃棄物の区分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条において排出元の業種等が指定されているものがあることから、たとえ事業活動に伴って排出される廃棄物が同様の性状を有する場合であっても、当該指定業種等から排出される廃棄物を処理する場合は産業廃棄物処理業の許可が、当該指定業種等以外から排出される廃棄物を処理する場合は一般廃棄物処理業の許可がそれぞれ必要となる。ただし、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を、当該一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合して処理することについては、法令上禁じられていない。

については、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない。その際、産業廃棄物の運搬に係る産業廃棄物管理票の交付の義務は従来通り課されることとなる。

また、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の施設において、当該一般廃棄物と産業廃棄物を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。なお、処理後の残さについては、処分した一般廃棄物と産業廃棄物の比率で按分し、以後それぞれの区分の残さとして取り扱っても差し支えない。

第2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

（平成18年3月31日付け環産第060331001号通知）の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」の適用について

環産第060331001号の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」においては、「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合」の許可の取扱い及び判断方法が示されているが、本取扱い及び判断方法については、メタンガス化施設を試運転する際に、産業廃棄物である下水汚泥を種菌として利用する場合においても適用できることとする。

また、本取扱い及び判断方法は中間処理業者による処理に伴い排出される産業廃棄物についても適用されるが、当該産業廃棄物の排出又は中間処理が行われる都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）と、当該産業廃棄物を使用した試験研究が行わ

れる都道府県等が異なる場合は、必要に応じてあらかじめ当該都道府県等の間で、当該産業廃棄物の管理方法等について協議を行っておくことが望ましい。

第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

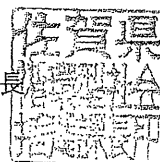
なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。



循環第2359号
平成28年3月30日

一般社団法人 佐賀県建設業協会 様
一般社団法人 佐賀県産業廃棄物協会 様

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課長



不要となった工作物の地下残置について (通知)

建築物の取り壊しや工作物の老朽化等により、不要となった工作物（以下「工作物」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の適用を受けるため、撤去のうえ適正に処理しなければなりません。

ただし、周辺的生活環境の保全に支障が生じるおそれがなく、かつ有用性がある工作物（以下「有用工作物」という。）を地下に残置する場合には、法の適用外となるため、その記録及び保存をお願いします。（参考までに、記録の例として、資料②を添付します。）

また、その後、有用工作物が不要となり、法の適用を受けることとなった場合には、すみやかに撤去し、適正に処理してください。

つきましては、本通知について、貴会員へ周知をお願いいたします。

なお、関係機関に対し、別添により通知しています。

〔参考〕

資料①不要となった工作物の地下残置について

資料②地下残置有用工作物の記録

資料③不要となった工作物の地下残置についてのQ&A

問合せ先

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課

監視指導担当 富山（内線：1948）

TEL：0952-25-7108

FAX：0952-25-7109

メール：junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp

不要となった工作物の地下残置について

平成 28 年 3 月 30 日

1 用語の定義について

- ①「工作物」とは、建築物の取り壊しや工作物の老朽化等により、不要になった地上工作物及び地下工作物をいう。
- ②「有用工作物」とは、地下に残置することにより、周辺的生活環境の保全に支障が生じるおそれがなく、かつ有用性がある工作物をいう。
- ③「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をいう。

2 有用工作物について

(地下に残置する有用工作物の例)

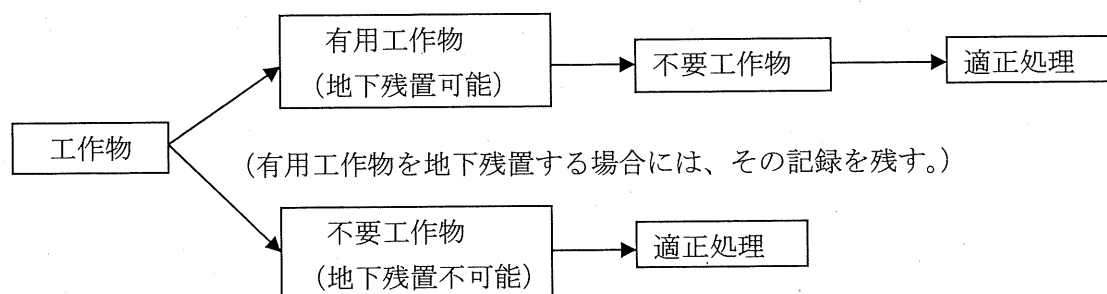
- ①雨水貯留のタンクとして再利用する工作物。
- ②建築物の基礎として、すぐに再使用する工作物。
- ③周辺の土地が崩れないように、土留め、陥没防止等の役割をしている、次のような工作物。
 - ・撤去すれば、周辺にある工作物が傾いたり、ヒビが入るなどの損傷が生じる工作物
 - ・撤去すれば、周辺にある工作物の機能が低下したり、無くなったりする工作物

(以下は、有用工作物である理由とは認められない。)

- ①撤去費用が必要で、工事費が高くなる。
- ②撤去するための時間が必要で、工期が長くなる。

3 工作物のうち、有用工作物以外の工作物（以下「不要工作物」という。）は、法の適用を受ける。

4 有用工作物を地下に残置する場合、その記録を残し（地下残置有用工作物の記録参照）、不要工作物となった場合には、すみやかに撤去し、適正に処理すること。



※ここでいう「不要工作物」は、法でいう「廃棄物」である。

法の「廃棄物」とは：法第2条に「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された者を除く。）をいう。」とあり、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。

地下残置有用工作物の記録

下記の、地下に残置する工作物は有用工作物である。

下記の地下残置した有用工作物の管理者は、当該有用工作物が撤去されるまで、その記録を次の管理者へ引継ぐ。引継ぎを受けた者は、必要に応じ、当該有用工作物を撤去するときに必要な図面等を差替、修正、追加等を行う。

記

(1) 地下残置有用工作物の管理者	住所： 氏名： 連絡先：
(2) 有用工作物の地下残置日	年 月 日
(2) 地下残置有用工作物が所在する土地の住所等	
(3) 地下残置有用工作物の種類及び数量	
(4) 地下に残置する工作物が有用工作物である理由	
(5) 今後の土地利用計画	
備考	

※

1. 地図（周辺図、地下残置有用工作物の住所等が分かる地図）
 2. 地下残置有用工作物の平面図、断面図
 3. 地下残置有用工作物付近の、現存する建築物等の配置図
- 1～3の他、地下残置有用工作物を撤去するときに必要な書類を添付する

地下残置有用工作物の引継日	地下残置有用工作物の管理者の履歴
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日： 年 月 日	住所： 氏名： 連絡先：

不要となった工作物の地下残置についてのQ&A

平成 28 年 3 月 30 日

Q1 道路の下に下水管 A がある。道路拡幅に伴い下水管 B を設置したため、下水管 A が不要となった。下水管 A をそのまま放置しておく、下水管 A の経年劣化で道路が陥没する可能性がある。そのため、下水管 A にモルタルを充填し、道路の下に地下残置したい。

なお、撤去工事による周辺への影響は想定されない。

A 撤去工事後、適切に埋戻し等を行うことにより道路の原形復旧は可能である。下水管 A が地盤の安定に寄与している場合は有用工作物であり、そうでない場合は不要工作物となる。

Q2 道路の下にある配管 A を使用していたが、新たに配管 B を設置した。今後、配管 A は基本的に使用せず、配管 B を使用するようにした。配管 A は、配管 B が使用できなくなった時のために、そのまま地下に残置しておきたい。

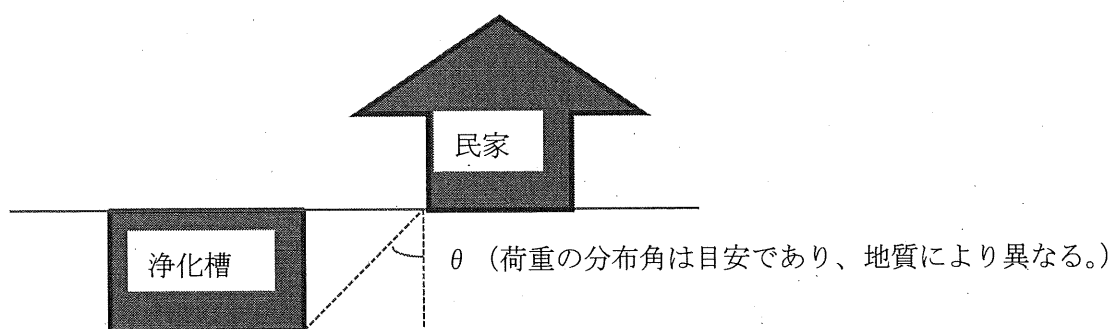
A 配管 A は配管 B の予備配管であり、有用工作物である。

Q3 民家にある浄化槽を地下残置したい。

当該浄化槽を撤去すると、民家が傾く可能性が高い。

A 当該浄化槽は、土留めの役割をしているため、有用工作物である。

浄化槽を地下に残置する場合は、管轄の保健福祉事務所へ相談すること。

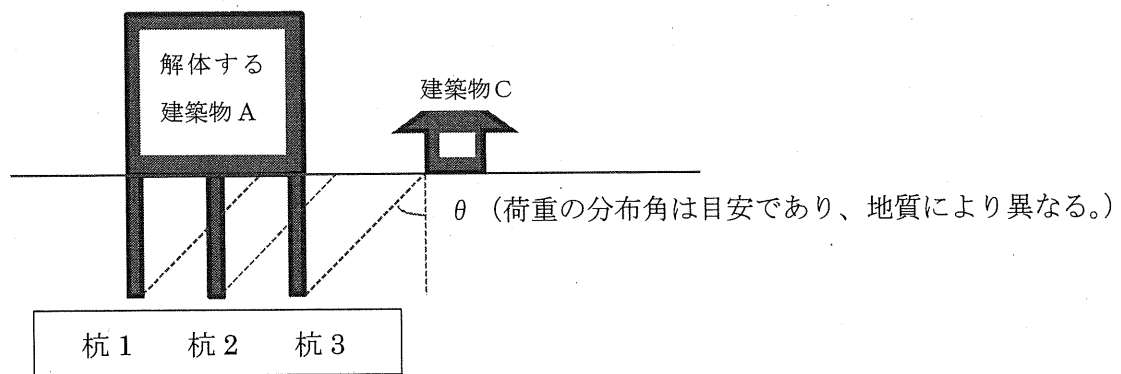


Q4 市道沿いに建築物 A があり、その建築物 A を解体撤去後、同じ場所に別の建築物 B を建設する。建築物 A には、地下 20m の基礎杭がある。基礎杭を撤去すると、杭から半径 20m の範囲で、地盤沈下が起こり、次のようなことが起こる可能性が高い。

- ・市道にヒビが入る。
- ・建築物 B の建設後、建築物 B が傾く又は建築物 B の壁にヒビが入る。
- ・建築物 C が傾く又は建築物 C の壁にヒビが入る。
- ・地下タンクが壊れる。
- ・河川やその堤防、水路等が壊れる。

以上のことから当該基礎杭を地下残置したい。

- A 当該基礎杭は土留めとなっており、有用工作物である。土留めとなっておらず、建築物 B の基礎として再利用しない基礎杭は不要工作物である。



杭 1 及び杭 2 : 土留めとなっておらず、建築物 B の基礎として再利用しない場合は不要工作物である。

杭 3 : 土留めとなっているため、有用工作物である。